

堺市南部丘陵における緑地の保全に関する条例（案）についての

ご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	本市の考え方
1	民間所有地では所有者の判断でメガソーラーが設置される可能性があり、自然保護の観点から望ましくなくとも合法である以上、止めることは難しい。特に耕作放棄地や市街化調整区域といった「負動産」の土地はメガソーラーの設置対象になりやすい。貴重な緑地を将来にわたって保全するためには、こうした土地を市が買い取り、公用地化するなどの積極的な対策を検討すべきである。	本条例は民間事業者等に対して利用用途等の具体的な制限を設けるものではありません。ただし、貴重な緑地を将来にわたって保全するために、本条例で位置付ける保全優先地区について、都市緑地法に基づき条件が整った区域から特別緑地保全地区の指定を順次進めます。 (特別緑地保全地区に指定された土地での開発行為等は厳しく制限されるため、土地所有者から買入れの申し出があった場合には、本市が買入れを行います。)
2	保全自体は賛成だが、木が成長しすぎて倒木のリスクも高くなっているものが多くなので、住宅地付近や幹線道路や通学路付近は高さ制限やその他の基準を作り、景観や美化に努めてもらいたい。スズメバチやイタチや野良猫などのすみかになっているところも見受けられる。	本条例で位置づけた保全優先地区内の本市が所有する緑地等について、安全面をはじめ、景観や美化にも配慮しながら、適切に維持管理を行います。

その他、本条例以外のご意見を計3件いただきました。関係部局に共有し、今後の参考にさせていただきます。

※提出されたご意見は適宜整理、要約しています。